

細見谷溪畔林と十方山林道

第一章 細見谷溪畔林と十方山林道

AKIMASA.NET

<http://www.akimasa21.net/>

21世紀は環境の世紀

第1節 細見谷溪畔林とは

西中国山地国定公園

広島県廿日市市吉和ほつかいちし よしわの最奥に位置する広島・島根・山口3県境付近（吉和冠山～寂地山）は、西中国山地の中心部にあたり、広島市の水がめである太田川の源流域の一つとなっている。その西中国山地は、3県境付近から広島・島根県境尾根を中心として、西中国山地国定公園（面積約285km²）に指定（昭和44年、1969年）されている。同公園について、生物多様性情報システムホームページ（生物多様性センター、環境省自然環境局）は、次のように説明している。

西中国山地国定公園：中国山地の西部の冠山山地と、その周辺にある溪谷群を含む公園です。冠山山地は阿佐山（1,218m）臥竜山（1,223m）恐羅漢山（1,346m）冠山（1,339m）寂地山（1,337m）などの山々で、いずれも隆起準平原の特徴を現し、山頂部はゆるやかですが、山腹面は急斜面をなし、そこに幾つもの美しい溪谷を介在させています。

細見谷

本書の主役である十方山じつぼうざんそして細見谷ほそみだにも西中国山地国定公園に含まれている。細見谷（上部）は、広島・島根・山口三県境の北北東5～10km前後に位置しており、広島・島根県境尾根（恐羅漢山～焼杉山～京ツカ山～五里山）と、広島県側の十方山南西尾根にはさまれた狭間にある。そして、そこを流れる細見谷川もまた太田川源流の一つとなっている。

細見谷川は、“祠”（山の神）附近で左折して“細見谷溪谷”に流れ込み、そこを過ぎてさらに左折、吉和川に合流して立岩貯水池に至る。細見谷の源流は、このようにして十方山を反時計回りに半周した後、山県郡安芸太田町（旧・戸河内町）に入り、太田川本流となって瀬戸内海（広島市）に注いでいる。

“祠”附近までの細見谷上部は、広島県内に多く見られる北東-南西系の断層に沿って発達した谷の一つである。下部の“細見谷溪谷”は、それと交

差する西北西 - 東南東系の断層によって成り立っている。

細見谷(上部)の標高は、細見谷川の流れに沿って約 990~730m くらいで、その両側の山頂部は、標高約 1,000~1,300m 前後である。かつては、その標高差 3~400m の両側斜面全体が「冷温帯落葉広葉樹」(ブナなど)で覆われた”それはそれは深い森だった”という。

しかし、戦後の拡大造林によって、山頂部までスギ・ヒノキといった針葉樹で置き換えられたため、今でも自然林が残るのは、細見谷川沿いのわずかな範囲のみとなっている。

これに対して、細見谷下部の”細見谷溪谷”は、拡大造林による皆伐をころうじてまぬがれたため、人々を寄せ付けられないほど厳しく変化に富んだ溪谷美を今でも誇っている。「日本百名谷」白山書房(1983年)にも選ばれているこの溪谷について、桑原良敏は、その著書「西中国山地」P.110のなかで次のように述べている。

(細見谷溪谷は)断層線に直交する方向に貫入曲流したV字状の溪谷で、兩岸から本流へ流入する小谷の落ち口付近には必ずと言ってよいほど滝があり、侵食の激しいことを物語っている。また本流の兩岸は岩壁となっており、二万五千分の一図の毛虫記号の多さにも驚かされる。

ちなみに、中国地方で「日本百名谷」に選ばれているのは、細見谷以外では伯耆大山(甲川)のみである。

細見谷溪畔林

細見谷川の上流部兩岸には、細見谷溪畔林^{けいはんりん}という溪流沿いの美しい水辺林がわずかながら残されている。しかしながら、皆伐されたこの流域に残る自然林(溪畔林)の範囲は非常にせまく、細見谷川沿いに長さ5km前後で、幅は100~200mくらいしかない。

その細見谷溪畔林が、最近になって、生物多様性の宝庫として注目を集めるようになってきている。細見谷溪畔林は、西日本随一のブナ帯自然林とし

て生態学的に非常に特異な資源である。開発には慎重であるべきと考える。

ところで、溪畔林（そして河畔林）とは何か。“EIC ネット：環境情報案内・交流サイト”は次のように説明している。

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。溪畔林にはケヤキやサワグルミ、シオジ、トチノキ、河畔林にはヤナギ類やハルニレなどが生育する。（中略）

溪畔林や河畔林は生態学的に重要な機能を持つ。具体的には、1) 水面を覆って日射を遮断するため、水温が低く維持され、低温を好む魚類が生息できるようになる、2) 葉や昆虫が河川に落ち、水生昆虫や魚類の餌となる、3) 倒木が河川の中の生物の生息環境を豊かにする、4) 森林伐採や洪水で発生した土砂が河川に流れ込むのを防ぐ など（多面的な効果を有する）。

ヒトとクマの棲み分け

西中国山地のブナは、ほぼ標高 800m より上に生育しており、そこはかつてクマ（ツキノワグマ）の楽園であった。西中国山地では、標高 800m を境にして、それより上の深山にすむツキノワグマと、それより下の里山で暮らす人々が棲み分ける生活が長く続いていたのである。

第2節 十方山林道とは

十方山林道（幅員 3～4m）は、細見谷溪畔林を貫いて走る林道で、細見谷川上流部の右岸沿いに造られており、すでに 50 年以上も前の 1953 年（昭和 28）に完成している。未舗装ながら 4 トントラック走行可能であり、十方山・細見谷の林業に大きく貢献するものであった。

溪畔林部分

十方山林道(長さ約 15km)の基点は、二軒小屋(戸河内側、標高約 800m)である。そこから、南西方向の水越峠(標高約 990m)をめざして登り、峠を越えると、やがて細見谷川(源流部)と接するようになる。そして、そのまま細見谷川沿いに、”祠“(山の神)の少し手前あたり(標高約 730m)まで、溪畔林の中をゆるやかに下っていく。溪畔林部分の長さ 5km 前後に対して、その間の標高差は 200m 程度に過ぎず、ゆったりと歩ける勾配になっている。

七曲部分

十方山林道は、”祠“(山の神)附近(標高約 740m)で、左折する細見谷川と別れてなおも南西方向をめざす。曲がりくねりながら、いったん高度を稼いで 2号橋(820m 台)まで登り、その後、平坦部を行き押ヶ峠(標高約 890m)に至る。

通称「七曲」と呼ばれるこの地域は、細見谷上流部の北東 - 南西系の断層に対して、西北西 - 東南東系の断層が交差する位置にあたっている。その結果、「七曲」部分およびその周辺地域では、地盤が著しい「ゆるみ」状態に達しており脆弱化している。

七曲部分の林道は、短い距離の間に約 80m の高度差があるため、作業車輛の能力を考慮して、できる限り勾配が少なくなるように曲がりくねって造られている。そのルートは、専門家によれば、地盤の脆弱な部分をうまく避けたものになっているという。

押ヶ峠を越えた十方山林道は、そこから国道 488 号(主川沿い)へ向ってゆるやかに下る。その国道との接点が、十方山林道最終地点の吉和西(標高約 840m)である。

第3節 「緑資源」幹線林道事業とは

細見谷大規模林道工事

細見谷大規模林道工事（細見谷林道工事）とは、従来から「十方山林道の大規模林道化」工事と称されていたもので、独立行政法人「緑資源機構」（農林水産省所管）を工事主体とする「緑資源」幹線林道事業¹⁾の一環として進められてきたものである。

既存（未舗装）の十方山林道（細見谷林道）を、「緑資源」幹線林道に組み込んで、拡幅舗装化しようとするもので、生物多様性の宝庫である細見谷溪畔林部分については、拡幅は行わず舗装化のみとなっている。さらに七曲部分では、既存の林道をそのまま使うのではなく、新たな道路を建設することになっている。

この工事によって、細見谷溪畔林の生物多様性はどのような影響を受けるのであろうか。また、地盤が脆弱とされる七曲付近で拡幅および一部新設される道路の安全性は確保できるのであろうか。

幹線林道事業の概要

緑資源幹線林道事業（戸河内・吉和区間）に関して、廿日市市当局の説明をみると、次のような箇所がある。（同市ホームページより）

この区間（戸河内・吉和区間＝筆者注）は太田川上流地域の森林の整備・保全を推進するための基幹となる林道であり、また、ワサビ栽培等地場産業の振興などを通じて、地域の活性化に貢献することが期待されています。．．．．．

この林道計画は、合併により、旧吉和村²⁾から森林資源の適切な利用と森林整備の促進、林業の振興、生活環境の向上、地域間の交流の活性化に資するために必要な骨格的林道であるという強い意思を継承した

1) 旧・大規模林業圏開発林道事業

2) 廿日市市と吉和村合併、2003年（平成15）3月1日

もの(です)。・・・

十方山林道整備計画、すなわち細見谷大規模林道工事(二軒小屋～吉和西工事区間)の概要は、緑資源機構の「環境保全調査報告書¹⁾の公開について(プレスリリース)²⁾」の中で確認することができる。その第1項では、自然条件に応じた柔軟な林道の構造規格の設定と題して、次のように述べている。

緑資源幹線林道については、幅員7m(道路幅員5.5m)を基本。(地形の状況等によっては幅員5m(道路幅員4m))。

これに対し本工事区間では、現地の自然状況等に応じて樹木の伐採や土地の改変量を必要最小限に抑制するよう林道の構造規格(幅員、待避所等)を柔軟に設定。

(1) 拡幅部分(計画延長7.5km)

二軒小屋から溪畔林の起点に至る部分(3.8km)

- ・ 既設林道を利用して幅員5.0m(車道幅員4.0m)

新設区間の終点部分から吉和西地内の区間終点に至る部分(3.7km)

- ・ 既設林道を利用して幅員4.0m(車道幅員3.0m)

(2) 溪畔林部分(計画延長4.6km)

- ・ 原則として既設林道の拡幅はしない(車道幅員3.0m)

- ・ 原則として大径木は伐採しない

(3) 新設部分(計画延長1.1km)

溪畔林の終点から屈折した既設林道部分を避けて

再び既設林道に至る部分(1.1km)

- ・ 幅員4m(車道幅員3.0m)

1) 正式名称は「緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸内・吉和区間(二軒小屋・吉和西工事区間)環境保全調査報告書」である。

2) 緑資源機構プレスリリース(平成17年12月27日付け)

林道工事の影響は軽微？

私は、この細見谷溪畔林を通る幹線林道の整備計画には反対である。なぜならば、林道工事が環境に与える影響は決して軽微なものではなく、再び取り戻すことのできない貴重な自然を失ってしまう危険性が高いことを危惧するからである。

細見谷の自然は、まだまだその全容が解明されたわけではない。基礎となるデータなくして、「林道工事の影響は軽微」と軽々しく結論付けることはできない。

費用対効果 (B/C) はどうなっている

十方山林道部分（二軒小屋・吉和西工事区間）の規格は、通常の大規模林道（幅員 7m、二車線）より幅員を狭くするよう変更されている。しかし、たとえそれがどのような規格になろうとも、林道である限り完成後は地元に移管され、地元で維持管理をしてゆかなければならないことには変わりはない。

この工事にはそもそも公益性があるのだろうか。費用対効果¹⁾ (B/C) について、確かな数値に基づく議論をすべき時にきている（本文「費用対効果、1.02」P.72 参照）。大規模林道化によってもたらされる利益と、林道建設および完成後の維持にかかるコストとのバランスを考えることである。財政逼迫の折、無駄な費用をかける余裕はどこにもない。

幹線林道建設の意義はすでに失われている

環境保全調査報告書によると、溪畔林部分については、現在の車道幅員 3m を維持し原則として拡幅はしない となっている。これでは、おそらく大型バスの乗り入れは不可能だろう。車道幅員 3m を維持する限り、レクリエーション等の地域振興など、当初の目的を果たすことは難しくなるだろう。つまり、細見谷大規模林道の整備計画そのものは、この時点ですでに一部破綻しているといえる。

1) 費用対効果 : B/C = 効果(Benefit) ÷ 費用(Cost)

当地では、既存の十方山林道と並行して、すでに高速道路と国道そして県道の3本の道路が走っている。しかも十方山林道沿いに民家は一軒もなく、冬場は雪に閉ざされてしまう。さらに、夜間は夜行性動物保護のため通行止めにするのだという。

夜行性動物として、主にツキノワグマやニホンヒキガエルがあげられている。これら動物が完全に夜行性かどうかはさておき、毎朝夕のゲート開閉の方法およびそれにかかる費用など、検討すべき課題は多い。いずれにせよ、このように24時間365日利用することのできない道路では何のための整備計画かわからない。

環境保全調査検討委員会の委員の一人であった波田善夫・岡山理科大学教授は、最終委員会で別途意見書を読み上げた。その中で、「緑資源公園の姿勢は、「計画を放棄すること」以外のほとんどは委員会の意見に対応」した、として一定の評価を下している（「細見谷と十方山林道」（2006年）波田善夫P.8）。

しかしながら、それに続けて「高いレベルの自然に対して対応した結果、当該林道の一般的利用はほとんど望めない状況へと変質してしまった。近年の財政状況を考慮するならば、中止すべき公共事業の筆頭であろう」（同上P.8）とも述べている。

緑資源機構の方針として、「とにかく道路を造りたい。そのための妥協ならば何でもする」ということであろうか。しかし、その結果、対向車同士が離合できないような道路規格となっている。細見谷大規模林道工事は、計画段階ですでにその意義を失ってしまったといえるだろう。

民有地部分における林道整備

吉和に山林を所有する安田孝さん（林業家）は、合理的な計画経営を山林事業に取り入れている方である。雑誌「環・太田川」No.59,P.4-6のインタビュー記事では、安田さんの山林事業について次のように紹介されている。

(路網の整備によって)切った木を引きずり出す必要がなく、その場で枝を落とし、丸太に切ってすぐ 2t 車に積み込む作業が可能になった。・・・(新型重機を導入して)伐採も他の山の管理作業も全部一人でこなしている。

安田さんの山林事業を支えているのは、大型重機の採用とそれを運び入れることのできる林道、およびその林道から網の目のように張り巡らされた作業道などの整備である。

十方山林道が、吉和側の国道 488 号とつながる部分の拡幅予定区間(計画延長 3.7km)周辺では、民有林において植林事業が行われている。この林道を拡幅することによって、どのような林業が行われようとしているのであろうか。実りある成果を期待したいものである。

溪畔林部分の林道は今のままで十分

細見谷の溪畔林部分よりも上部(標高差 300~400m)は、そのほとんどが戦後の拡大造林によって、スギ・ヒノキといった針葉樹に置き換わっている。そして現在では、これら人工林はほとんど手入れがなされないまま、木材としての商品価値は全くないに等しいものとなっている。

標高 800m より上のブナ帯が、スギ植林に適したものであったかどうかはさておいて、戦後の経済環境の変化は林業にとってあまりにも大きすぎたといえる。なお、この付近一帯は国有林となっている。そして、国による大きな施策・施策は何ら計画されていない。

私は、細見谷をクマの聖域(サンクチュアリ)に、という意見に賛成である。細見谷の林業整備施策としては、サンクチュアリの設置ということも踏まえて、針広混交林転換事業が提案されている。商品価値のなくなった人工林を強間伐することによって、少しずつ本来の落葉広葉樹林に置き換えてゆこうとするものである。

このとき、間伐材を無理に林道まで引きずり出すのではなく、伐り置き(伐採したまま放置)や巻き枯らし(樹皮の下にある形成層を遮断して立ち

木のまま枯らす)という省力的方法をとることも考えられる。

既存の十方山林道を補修整備しながら使用することによって、そうした目的を果たすことは十分可能であろう。溪畔林部分については、何も高い税金を使って新たに大きな道路を造る必要はない。

自然は子孫からの預かりもの

細見谷溪畔林は、西中国山地の山^{やまふところ}懐に奇跡的に残された廿日市市吉和の宝である。それは、50年前の林野関係者が残してくれたものである。アメリカ・インディアン^{インディアン}の古いことわざに、「自然とは、祖先から譲り受けたものではなく、子孫からの預かりもの」というのがあるという。

21世紀は環境の世紀、次世代への確実な資産の継承こそ現代人の務めというものであろう。税金はそのためにこそ有効活用したいものである。

細見谷を再び落葉広葉樹の深い森に返してやろうではないか。そこはクマをはじめ多くの動物たちが暮らす楽園となる。大人から子どもまで楽しめる自然観察の場となる。現在ある十方山林道は未舗装のまま残そう。一般車両を通行止めにして部分補修しながら使用することで、十分にこれらの目的を達することができる。

”特別保護地区”指定を求める

工事中止に向けた第一歩として、細見谷溪畔林一帯を、現在の第2種特別地域から「西中国山地国定公園特別保護地区」に格上げするよう、広島県知事の英断を望むものである。

第4節 林野行政今昔、細見谷溪畔林はこうして残った

十方山林道の建設

十方山林道の吉和側にある押ヶ峠(標高約890m)には、「恐羅漢細見峡「自然休養林」と書かれた大阪営林局広島営林署(林野庁)の朽ちかけた木製の標識が立っている。道路を挟んで反対側には、林道開設記念の石柱があり、その裏を見ると、昭和廿六年四月着工、昭和廿八年十一月竣工

となっている。そして、その隣には、昭和三十四年度竣功と書かれた木柱も建っている。

桑原良敏「西中国山地」P.116を読むと、「吉和村の八郎橋よりヤマダチ谷を経て細見谷へ入る十方林道は、昭和二十六年に完成し五里山側の一部を伐採したがそのまま放置され、荒れるにまかされていた。昭和三十年前半に修復され、以後細見谷国有林の大規模な伐採が行われている」と書かれている。

以上を併せ読むと、十方山林道は、1953年(昭和28)完成、1959年(昭和34)再整備されたものようである(昭和26年完成は間違いだろう)。なお、峠には、「水源かん養保安林」の範囲を示した立て看板がある。それを見ると、押ヶ峠から東側つまり細見谷川沿いは、上流の溪畔林部分および下流の溪谷部分ともに、水源かん養保安林の範囲には含まれていない。

ただし、昭和35(1960)年11月1日付け「官報」農林省告示第千八百十二号で、広島県佐伯郡吉和村字十方山所在の森林(国有林)が水源かん養保安林に指定されている。

下山林道の建設

十方山林道沿いの下山橋(標高880m前後)から、下山林道が南に向って十方山南西尾根に登っている(二万五千分一地形図、黒実線)。この下山林道は、十方山南西尾根の鞍部(標高約1090m地点)を越えて瀬戸谷に入り、少し下った所にある十方山雨量観測局のすぐ先で、二つに分岐する。

一つは、南西尾根の東南面を北東に向い、瀬戸谷南尾根近くに至る(地形図よりもさらに延びている)。もう一つは、同じく南西尾根東南面を反対方向の南西に向い、黒ダキ山1084.7m手前に至る(地形図記載なし)。

黒ダキ山に向かう林道は、黒ダキ山北西の最低鞍部を乗り越して、立野キャンプ場から延びる下山林道とつなげる計画であったようだ。いずれ一つの下山林道として結ばれるはずであった林道が、未完成のまま残されたため、下山林道といった場合にどちらを指すか多少の混乱を招いている。

下山林道建設中止

桑原著「西中国山地」をみると、瀬戸谷上部に下山林道が延びてきて、「静かであったこの谷（瀬戸谷＝筆者注）も、先が見えてきたようだ」と述べている箇所がある。

すなわち「細見谷のマゴクロウ谷落ち口より、十方山南西尾根の最低鞍部（細見谷側五月谷と瀬戸谷側中の谷）を越して、瀬戸谷水源部へ降りる林道の建設が進められている。谷はズタズタに切断され、早晚伐採の運命にあるのではないかと思われる。」（同上 P.105）

さらに、「この濁り水は中の谷から出ていることがわかった。（中略）谷の水源部に近づくと濁水の原因が判明した。林道が十方山の南西尾根を横切っている地点より大崩壊が起こり、三〇〇メートル近く岩床が露出し、下部に倒木・岩塊・土砂が堆積していた。峠付近では林道工事のブルドーザーが唸り、静かであったこの谷も、先が見えてきたようだ」（同上 P.106）と述べている。

正確な年月は不明だが、下山林道の建設は中止された。そして、瀬戸谷には、今でも落葉広葉樹の美しい自然が残っている。

広島県の自然を守る県民の会

1970(昭和45)年代前半、細見谷上流部でわずかに残っていた原生林(溪畔林)は、かろうじて保全されることになった。国や県そして一般市民がそれぞれの立場で努力した結果である。その時のいきさつについて、以下で「中国新聞」記事を参考にまとめてみよう。

1972年6月17日付け「中国新聞」記事は、「中国山地の自然林と溪谷を破壊から守り、“人間回復”の聖域を次代に伝えよう」と訴えて、近く「広島県の自然を守る県民の会」が結成されることを報道している。

発起人は6人で、「昨年秋、西中国山地国定公園として名高い恐羅漢山、十方山付近を歩き、林道造成によって、荒れ放題になっている自然林を見て、驚き「何とかしなくては」と立ち上がった」。広島県でも同様の危機感を持っており、「あまりの景観破壊に県林務部もすでに昨年七月、大阪営林

局に同地区を自然休養林に指定するよう要望していたが、現在まで音さたなし」だったという。

同記事によれば、「同地域はほとんど国有林。国が指定している伐採禁止区域は近畿以西では標高千三百m以上の地域であるため、恐羅漢山(1346m)、十方山(1331m)、冠山(1339m)の頂上付近を除いて、自由に伐採できることになっている。」なお、「国の計画で大規模林地調査が進み、林地建設が来年度から着工の動きもある」としている。

1972年6月30日付け「中国新聞」記事は、上記守の会の代表が29日に広島営林署を訪れ、「十方山細見谷の原生林を伐採しないよう申し入れた」ことを伝えている。同記事によれば、「十方山ろく一帯には約四千四百ヘクタール広葉樹原生林があったが、三十五年ごろから、広島営林署が伐採を始め、今では細見谷に約八百二十ヘクタール、下山一帯に約五百四十ヘクタールが原生林として形をとどめているにすぎない」としている。

細見谷溪畔林はこうして残った

1972年10月19日付け「中国新聞」記事は、広島営林署が伐採計画を変更して、十方山地域においては「当面四十九年(1974年=筆者注)まで伐採を保留、今後もできる限り”オノ”を入れない方針」を決定したことを伝えている。そして、すでに伐採の始まっている地区でも、保護樹林帯を従来の二十メートルから四十メートルに拡大するなど、「自然保護に前向きで取り組む姿勢を見せている」と書いている。

同記事では、西中国山地(恐羅漢山、十方山、吉和冠山など)の大半が国有林(3741ha)となっているが、自然林のまま残っているのは約半分の1809haとしている。

そして、伐採反対をとなえる市民は、「数年前に比べて変わりようがひどすぎる」と訴えている。なお、広島県も「細見谷地区の伐採が始まった直後「県下でも数少ない自然林で、学術的にも貴重な細見谷の伐採を中止してほしい」と大阪営林局に申し入れていた」という。

細見谷川下流部（細見谷溪谷）沿いの林道建設中止

このころ、細見谷川下流部（細見谷溪谷）沿いでも皆伐計画があり、反対運動の結果、立野キャンプ場から延びる下山林道は建設中止、県も協力して自然休養林として保全された。これらの成果は、一般市民の働きかけとともに、鈴木兵二教授（広島大学理学部生物学科植物分類生態学研究室）らの強い反対があったためとされている。

国有天然林を環境省へ移管する請願

2006年12月5日付け「朝日新聞」記事によると、学者や自然保護運動家らが5日、「日本の天然林を救う全国連絡会議」を立ち上げ、運動を始めるといふ。同会議の代表世話人は、国際自然保護連合委員の河野昭一・京都大学名誉教授（植物生態学）である。

同記事の中で、東北森林管理局青森事務所の「台風で倒れた木を片付けた。立ち木は切っていない」（写真付き）との説明に対して、「積雪の中に立つ木を切った跡では」との疑惑あり。また、北海道の国有林の天然林乱伐に対して、「決められた地域を越えて伐採した」と林野庁も認めた。あるいは、天然秋田スギの違法伐採では、東北森林管理局が委託していた業者が書類送検された。等々、林野庁でも「森林すべては把握しきれない」と自らの限界について述べている。

国有林野事業は、1998年に抜本的な改革（国有林野事業の改革のための特別措置法）を行っている。3兆8千億円の累積赤字のうち、2兆8千億円を一般会計などで補填するなどして、「林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換する（同法第五条の一部抜粋）」という方針を決定したはずであった。しかし、その実態は上記新聞記事のとおりである。

河野先生からの直近のメールによれば、「国有天然林を環境省へ移管し保全する改革に関する請願書」の署名活動が開始されている。「貴重な天然林の伐採を止めよう。国有林内の天然林の管理は、林野庁ではなく、すべて環境省に移管して保護・保全すべき」という主張である。なお、国有林内

の手付かずの天然林は、今やわずか 278 万 ha しか残っていない。

請願および署名呼びかけ人には、青木淳一、五十嵐敬喜、池沢夏樹、石弘之、梅原猛、加藤幸子、吉良竜夫、佐高信、C.W.ニコル、野田知佑、吉川宗男（敬称略、順不同）といった方々のお名前がある。さらに、大規模林道問題全国ネットワークの方々、広島県の市民団体の方々、その他の方々のお名前がある。私も、メールに添付の請願書用紙を打ち出して署名するつもりである。

第5節 学者・一般市民の活動と意見

「細見谷と十方山林道」出版

細見谷溪畔林が、他に類を見ないほどの生物多様性の宝庫である、と改めて認識され始めたのはつい最近のことである。細見谷における植物、そして動物や地質に関する本格的な学術調査は、その多くが環境 NGO（専門家と市民団体による共同の学術調査）によって、ほとんど 21 世紀になってから開始されている。

最初の調査記録「細見谷と十方山林道」(2002 年版)は、2002 年 12 月に出版された。広島県十方山・細見谷（溪畔林 - 水辺林）の小型サンショウウオや植物あるいは昆虫などの生物および地質に関する調査について報告したものである。調査はその後引き続き行われ、2006 年春には、続編「細見谷と十方山林道」(2006 年版、副題：2002 年版刊行後の活動記録)を出している。

しかし、まだ完全な調査記録は出来上がっていない。植物に限ってみても、細見谷のみならず広島県初記録、あるいは新種として検討すべき種が次々と発見されている。2006 年に入ってから、調査のたびに細見谷初記録の種が増え続けている。さらに、動物に関する調査も精力的に続けられている。しかし、彼らの生活史（そしてお互いの間の関係）はまだまだ分からないことだらけである。ほんとうに“林道工事の影響は軽微”なのかどうか、結論を出すにはまだまだデータ不足といえる。

生物多様性の宝庫

河野昭一・京都大学名誉教授は、2002年に初めて細見谷を訪れ、細見谷溪畔林に対して、“生物多様性の宝庫”として非常に高い評価を下した。その後、河野先生の研究グループの一員として、米澤信道・京都成安高校教諭がしばしば現地入りして調査を行っている。

日本生態学会は、2003年総会¹において「細見谷は、西中国山地に残るよく保全された溪畔林として全国的にも貴重である。(中略)国レベルでの第一級の保全対象とされるべき」との見解を示した。その上で、“大規模林道事業の中止、および同溪畔林の保全措置を求める要望書”をまとめて、環境大臣その他に提出している。

野外博物館（フィールドミュージアム）構想

細見谷溪畔林の利用法として、野外博物館の設置が提案されている（金井塚務・広島フィールドミュージアム会長）。エコツアーの開催によって参加者に自然認識を深めてもらうことができる。そのためのガイド養成など地場産業として雇用の創生を図ることができる、などである。なお、アクセス道路としては、今ある林道で十分としている。

野生生物の聖域を作ろう

中根周歩・広島大学教授は、森林生態学の立場から、ツキノワグマなど野生生物の聖域を作ることによって、野生生物との共生モデルとすることを提案している。そのために、現存の人工林に対しては、強間伐に限定した施業を行い、針広混交林化、さらには自然林への転換を計ろうというのである。

地盤が脆弱化している

古川耕三・崇徳高校教諭、宮本隆實・広島大学助教授の両名は、地質学

1) 日本生態学会第50回大会総会「細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する大規模林道事業の中止、および同溪畔林の保全措置を求める要望書」（2003年3月23日付け）

の立場から、「現林道に新設、拡幅、舗装を行わず、地滑りなどの危険箇所
に安全対策を施して利用することが、道路の安定性の確保及びコスト面か
ら考えて最善である」としている。

行政の誠実な対応を求める

それにしても行政の誠実な対応が求められる。故・原哲之（農学修士）
によれば、過去に西中国山地でも、専門家による「特定植物群落調査」が
行われている。その際に広島県は、特定植物群落の最終的な選定（範囲）
において、大規模林道の予定ルートに当たる細見谷溪畔林や三段峡の一部
を除外している。つまり、専門家による調査結果を無視したのである。こ
うした行為に対して、日本生態学会（2003年総会）は、前述の要望書の中
で厳しく批判している。

立場の違いを越えて、真摯な議論をしよう

専門家が集めたデータを中心に据えて、専門家、行政、そして一般市民
が一同に会し、納得のゆくまで大規模林道化のメリット・デメリットにつ
いてディスカッションする場を作るべきである（原戸祥次郎・森と水と土
を考える会会長）。

第6節 関係当局の動き

各委員会は調査不足を指摘

緑資源機構によって「環境保全調査検討委員会¹」が設置され、広島県内
で数度²にわたって検討が重ねられた。その結果、第9回委員会（2005年
11月28日）をもって、緑資源機構の環境保全調査報告書（案）は承認さ
れた。これによって、十方山林道（細見谷林道）の拡幅舗装化工事着手に
事実上のゴーサインが出たことになる。

1) 正式名称は「緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）
環境保全調査検討委員会」である。

2) 第1回2004年6月4日～第9回（最終回）2005年11月28日

しかしながら、委員会は全会一致で結審した訳ではなかった。座長を含む委員5名の内2名が付帯意見を提出して、「細見谷の自然を正しく評価するためには、まだまだ調査データが不足している」と主張したのである。

なお、同委員会における検討の経緯の概要および報告書の概要は、緑資源機構のプレスリリース(平成17年12月27日付け)で閲覧可能(同機構ホームページ内)である。 P.6参照

さらに、林野庁の「期中評価委員会¹⁾」(平成18年度)は、第4回委員会(2006年8月18日)で結審した。議事概要および「委員会の意見(別添資料)」は、林野庁ホームページ(2006年8月21日付け)で閲覧することができる。

大朝・鹿野線(細見谷溪畔林を含む)の項を読むと、路線全体としては「事業を継続することが適当と考える」としながらも、溪畔林部分および新設部分については、「地元の学識経験者等の意見を聴取しつつ引き続き環境調査等を実施して環境保全策を検討した後、改めて当該部分の取り扱いを緑資源幹線林道事業期中評価委員会において審議する」と述べるなど、厳しい条件を付したものとなっている(本文「期中評価委員会と住民投票を実現する会」参照)

地元廿日市市の動き

「緑資源」幹線林道は、完成部分をその都度地元自治体に管理移管していくことになる。十方山林道(計画延長13.2km)の場合には、二軒小屋から水越峠まで(約3km)は、広島県山県郡安芸太田町(旧・戸河内町)に属し、水越峠から溪畔林部分を含めて吉和西まで(約10km)は、広島県廿日市市(旧・佐伯郡吉和村)に属している。

したがって、十方山林道の大部分は、完成後は廿日市市が管理することになる。その廿日市市当局の説明によると、緑資源幹線林道計画は「旧・吉和村」からの引き継ぎ事項であり、その早期完成は住民の意思であると

1) 全国の緑資源幹線林道を対象として、路線ごと数年に一度の見直しを行っている

しているものの、市当局自らが何らかの判断を示したことは今まで一度もない。そして、緑資源機構のうたい文句である「環境保全に配慮しつつ工事を進める」という文言を繰り返すのみである。

2006年8月18日に「廿日市市における細見谷林道工事の是非を問う住民投票条例制定」について審議するための臨時市議会(廿日市市)が開かれた。これは、住民投票条例制定に関する直接請求の署名活動において、有効署名数が有権者数の約8.3%（必要署名数は有権者数の2.0%）に達したことを受けて開かれたものである。残念ながら議題は当議会で否決されたため、住民投票は行われないことになった。しかし、署名活動期間わずか1か月で、これだけ大量の署名が集まったという事実を無視することはできない。

AKIMASA.NET

<http://www.akimasa21.net/>

「細見谷溪畔林と十方山林道」